

## 「富士見市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」について

### 1 制定趣旨

介護報酬改定等に係る社会保障審議会介護給付費分科会において、指定介護予防支援等に係る運営基準等の改正が答申されました。当該答申に基づき、厚生労働省令が改正されたことに伴い、制定委任されている市条例についても同様の改正を行うもの。

### 2 制定内容

- 連携先として「指定特定相談支援事業者」（障害者の相談機関）を明記（第3条第4項）
- 利用者が複数のサービス事業者を紹介するよう求めることができる旨を明記（第6条第2項）
- 担当者は、利用者の服薬状況や口腔機能の状態などを、医師等へ情報提供し、意見を求め、サービス計画を交付しなければならない旨を明記。（第32条）
- その他、文言の修正など所要の改正を行う。

### 3 制定の考え方

基準となる「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）」と異なる基準とすべき特段の事情や地域性が認められないことから、同省令の改正内容に基づき制定。なお、記録の保存年限（第30条第2項）については、事業所の請求時効が5年であることから、5年（省令では2年）と制定することとしております。

施行日：平成30年4月1日

富士見市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成27年条例第17号）新旧対照表

新	旧
<p>(基本方針)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の事業の運営に当たっては、市町村（特別区を含む。）、地域包括支援センター、老人介護支援センター（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センターをいう。）、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、指定介護予防サービス事業者等、介護保険施設、<u>指定特定相談支援事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者をいう。）</u>、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。</p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、介護予防サービス計画が第3条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、<u>利用者が複数の指定介護予防サービス事業者等を紹介するよう求めることができる</u>こと等につき説明を行い、理解を得なければならない。</p>	<p>(基本方針)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の事業の運営に当たっては、市町村（特別区を含む。）、地域包括支援センター、老人介護支援センター（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センターをいう。）、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、指定介護予防サービス事業者等、介護保険施設_____</p> <p>_____、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。</p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、介護予防サービス計画が第3条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものである_____</p> <p>_____ こと等につき説明を行い、理解を得なければならない。</p>

3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、当該利用者に係る担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

4 指定介護予防支援事業者は、利用申込者又はその家族から申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第7項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) ・ (2) (略)

5 (略)

6 第4項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

7 指定介護予防支援事業者は、第4項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第4項各号に規定する方法のうち指定介護予防支援事業者が使用するもの

3 指定介護予防支援事業者は、利用申込者又はその家族から申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第6項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) ・ (2) (略)

4 (略)

5 第3項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

6 指定介護予防支援事業者は、第3項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第3項各号に規定する方法のうち指定介護予防支援事業者が使用するもの

(2) (略)

8 (略)

(サービス提供困難時の対応)

第8条 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所の通常の事業の実施地域（当該指定介護予防支援事業所が通常時に指定介護予防支援を提供する地域をいう。第19条第5項において同じ。）等を勘案し、利用申込者に対して自ら適切な指定介護予防支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定介護予防支援事業者の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(要支援認定の申請に係る援助)

第10条 (略)

2 (略)

3 指定介護予防支援事業者は、要支援認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要支援認定の有効期間が満了する日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(指定介護予防支援の業務の委託)

第14条 指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) (略)

(2) 委託に当たっては、適切かつ効率的に指定介護予防支援の業務を実施することができるよう委託する業務の範囲及び業務量について配慮すること。

(3) ・ (4) (略)

(2) (略)

7 (略)

(サービス提供困難時の対応)

第8条 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所の通常の事業の実施地域（当該指定介護予防支援事業所が通常時に指定介護予防支援を提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対して自ら適切な指定介護予防支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定介護予防支援事業者の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(要支援認定の申請に係る援助)

第10条 (略)

2 (略)

3 指定介護予防支援事業者は、要支援認定の更新の申請が遅くとも利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(指定介護予防支援の業務の委託)

第14条 指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) (略)

(2) 委託に当たっては、適切かつ効率的に指定介護予防支援の業務が実施できるよう委託する業務の範囲及び業務量について配慮すること。

(3) ・ (4) (略)



(1) 正当な理由がなく介護給付等対象サービス（法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスをいう。）の利用に関する指示に従わないこと等により、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき、又は要介護状態になったと認められるとき。

(2) (略)

(勤務体制の確保)

第20条 指定介護予防支援事業者は、利用者に対して適切な指定介護予防支援を提供することができるよう、指定介護予防支援事業所ごとに担当職員その他の従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2・3 (略)

(苦情処理)

第27条 (略)

2～5 (略)

6 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援等に対する利用者又はその家族からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査（法第176条第1項第3号に規定する調査をいう。）に協力するとともに、自ら提供した指定介護予防支援に関して国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言（同号に規定する指導又は助言をいう。）を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

7 (略)

(会計の区分)

第29条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに

(1) 正当な理由がなく介護給付等対象サービス（法第24条第2項に規定する介護給費等対象サービスをいう。）の利用に関する指示に従わないこと等により、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき、又は要介護状態になったと認められるとき。

(2) (略)

(勤務体制の確保)

第20条 指定介護予防支援事業者は、利用者に対して適切な指定介護予防支援を提供できるよう、指定介護予防支援事業所ごとに担当職員その他の従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2・3 (略)

(苦情処理)

第27条 (略)

2～5 (略)

6 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援等に対する利用者又はその家族からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、自ら提供した指定介護予防支援に関して国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

7 (略)

(会計の区分)

第29条 指定介護予防支援事業者は、事業所ごとに

経理を区分するとともに、指定介護予防支援の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(記録の整備)

第30条 (略)

2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳

ア 介護予防サービス計画

イ 第32条第7号に規定するアセスメントの結果の記録

ウ 第32条第9号に規定するサービス担当者会議等の記録

エ 第32条第16号に規定する評価の結果の記録

オ 第32条第17号に規定するモニタリングの結果の記録

(2)～(5) (略)

(指定介護予防支援の基本取扱方針)

第31条 (略)

2 指定介護予防支援事業者は、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が生活機能の改善を実現するための適切な介護予防に係るサービスを選択することができるよう、目標志向型の介護予防サービス計画を策定しなければならない。

3 (略)

(指定介護予防支援の具体的取扱方針)

経理を区分するとともに、指定介護予防支援の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(記録の整備)

第30条 (略)

2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳

ア 介護予防サービス計画

イ 第32条第7号に規定するアセスメントの結果の記録

ウ 第32条第9号に規定するサービス担当者会議等の記録

エ 第32条第15号に規定する評価の結果の記録

オ 第32条第16号に規定するモニタリングの結果の記録

(2)～(5) (略)

(指定介護予防支援の基本取扱方針)

第31条 (略)

2 指定介護予防支援事業者は、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が生活機能の改善を実現するための適切な介護予防に係るサービスを選択できるよう、目標志向型の介護予防サービス計画を策定しなければならない。

3 (略)

(指定介護予防支援の具体的取扱方針)

第32条 指定介護予防支援の方針は、第3条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、予防給付（法第18条第2号に規定する予防給付をいう。第33条第5号において同じ。）の対象となるサービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて介護予防サービス計画に位置付けるよう努めなければならない。

(5)～(8) (略)

(9) 担当職員は、サービス担当者会議（担当職員が介護予防サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつ、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

(10)・(11) (略)

(12) 担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス事業者等に対し、介護予防訪問看護計画書（指定介護

第32条 指定介護予防支援の方針は、第3条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、予防給付（法第18条第2号に規定する予防給付をいう。以下 \_\_\_\_\_ 同じ。）の対象となるサービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて介護予防サービス計画に位置付けるよう努めなければならない。

(5)～(8) (略)

(9) 担当職員は、サービス担当者会議（担当職員が介護予防サービス計画の作成のために

\_\_\_\_\_ 介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

(10)・(11) (略)

(12) 担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス事業者等に対し、介護予防訪問看護計画書（指定介護

予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下この条において「指定介護予防サービス等基準」という。）第76条第2号に規定する介護予防訪問看護計画書をいう。次号において同じ。）等の指定介護予防サービス等基準及び富士見市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年条例第29号。次号において「指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）において位置付けられている計画の提出を求めるものとする。

(13)・(14) (略)

(15) 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、当該利用者の服薬状況、口腔機能その他の当該利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、当該利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師（以下この条において「主治の医師等」という。）又は薬剤師に提供するものとする。

(16) (略)

(17) (略)

(18) 担当職員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、介護予防サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合には、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）第76条第2号に規定する介護予防訪問看護計画書をいう。次号において同じ。）等の指定介護予防サービス等基準及び富士見市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年条例第29号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）において位置付けられている計画の提出を求めるものとする。

(13)・(14) (略)

(15) (略)

(16) (略)

(17) 担当職員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、介護予防サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合には、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。



意見（法第73条第2項に規定する認定審査会意見をいう。）又は法第37条第1項の規定による指定に係る介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービスの種類についての記載がある場合には、当該利用者にその趣旨（同項の規定による指定に係る介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスの種類については、その変更の申請ができることを含む。）を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って介護予防サービス計画を作成しなければならない。

(29) (略)

(30) (略)

(指定介護予防支援の提供に当たっての留意点)

第33条 指定介護予防支援の実施に当たっては、介護予防の効果を最大限に発揮することができるよう次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1)～(8) (略)

(準用)

第34条 第3条及び第2章から前章まで（第27条第6項及び第7項を除く。）の規定は、基準該当介護予防支援（法第59条第1号に規定する基準該当介護予防支援をいう。以下同じ。）の事業について準用する。この場合において、第12条中「指定介護予防支援（法第58条第4項の規定に基づき介護予防サービス計画費が当該指定介護予防支援事業者を支払われる場合に係るものを除く。）」とあるのは「基準該当介護予防支援」と、「介護予防サービス計画費の支給」とあるのは「特例介護予防サービス計画費（法第59条第1項に規定する特例介護予防サービス計画費をいう。以下この条において同じ。）の支

第2項に規定する認定審査会意見又は法第37条第1項の規定による指定に係る介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービスの種類についての記載がある場合には、当該利用者にその趣旨（同項の規定による指定に係る介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスの種類については、その変更の申請ができることを含む。）を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って介護予防サービス計画を作成しなければならない。

(27) (略)

(28) (略)

(指定介護予防支援の提供に当たっての留意点)

第33条 指定介護予防支援の実施に当たっては、介護予防の効果を最大限に発揮できるよう次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1)～(8) (略)

(準用)

第34条 第3条及び第2章から前章まで（第27条第6項及び第7項を除く。）の規定は、基準該当介護予防支援（法第59条第1号に規定する基準該当介護予防支援をいう。以下同じ。）の事業について準用する。この場合において、第12条中「指定介護予防支援（法第58条第4項の規定に基づき介護予防サービス計画費が当該指定介護予防支援事業者を支払われる場合に係るものを除く。）」とあるのは「基準該当介護予防支援」と、「介護予防サービス計画費の支給」とあるのは「特例介護予防サービス計画費（法第59条第1項に規定する特例介護予防サービス計画費をいう。以下同じ。）の支給」

給」と、「介護予防サービス計画費の額」とあるのは「特例介護予防サービス計画費の額」と読み替えるものとする。

\_\_\_と、「介護予防サービス計画費の額」とあるのは「特例介護予防サービス計画費の額」と読み替えるものとする。